

むつ市議会第206回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成22年12月17日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第68号 むつ市立学校給食共同調理場条例
- 第2 議案第69号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第70号 むつ市総合開発審議会条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第71号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第72号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第73号 指定管理者の指定について
(むつ運動公園外3施設)
- 第7 議案第74号 指定管理者の指定について
(むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場)
- 第8 議案第75号 指定管理者の指定について
(むつ市マリンハウス脇野沢外1施設)
- 第9 議案第76号 指定管理者の指定について
(むつ市ふれあい温泉川内外4施設)
- 第10 議案第77号 むつ市過疎地域自立促進計画について
- 第11 議案第78号 むつ市土地開発公社の解散について
- 第12 議案第79号 市道路線の廃止について
- 第13 議案第80号 市道路線の認定について
- 第14 議案第84号 平成22年度むつ市老人保健特別会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第15 議員提出議案第4号 釜臥山レーダー「FPS-5」配備に関する意見書
- 第16 議員提出議案第5号 TPP交渉参加に関する意見書

【委員等の選挙】

- 第17 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（29人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
19番	野呂	泰喜	21番	高田	正俊
22番	山崎	隆一	23番	浅利	竹二郎
24番	村川	壽司	25番	中村	正志
26番	佐々木	隆徳	27番	半田	義秋
28番	富岡	幸夫	29番	斉藤	孝昭
30番	村中	徹也			

欠席議員（1人）

20番	川端	一義
-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員会 委員長	高瀬	厚太郎	教育長	遠島	進
公営企業 管理者	遠藤	雪夫	代査委員	小川	照久
選挙管理 委員会 事務代理	畑中	政勝	総務部長	阿部	昇
会管総政 理出納室	澤畑	正敏	財務部長	下山	益雄
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉 部長	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	山本	伸一
選挙管理 委員会 事務局長	成田	晴光	監査委員 局長	石田	武男

農委事務局長
 公企業局 菅長
 大所畑庁 舎長
 総政推進 務部策監
 財政推進 部策監
 総政総括 務部課幹
 総政総任 務部課査

吉田 薫
 佐藤 純一
 若松 通
 伊藤 道郎
 奥川 清次郎
 野藤 賀範
 澁田 剛

教育部長
 川内庁 舎長
 脇野所 沢長
 総政副総務 策理課 務部事長
 財副財政 務理課 部事長
 総政企課 策調 務部整長

佐藤 節雄
 布施 恒夫
 片山 元
 花山 俊春
 石野 了
 高橋 聖

事務局職員出席者

事務局 長
 総括主幹
 主任主査

須藤 徹哉
 濱田 賢一
 石田 隆司

次長
 総括主幹
 主事

澤谷 松夫
 金澤 寿々子
 井戸 向秀明

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月8日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第14 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第68号 むつ市立学校給食共同調理場条例から、日程第14 議案第84号 平成22年度むつ市老人保健特別会計補正予算までの14件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第68号から議案第72号、議案第77号及び議案第78号について、総務教育常任委員長の

報告を求めます。総務教育常任委員長。

（24番 村川壽司議員登壇）

○24番（村川壽司） おはようございます。総務教育常任委員会委員長報告をいたします。

総務教育常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第68号 むつ市立学校給食共同調理場条例についてであります。理事者側から、青森県立むつ養護学校に学校給食を提供するための規定を整備するほか、所要の条文整備のためのもので、平成20年5月から、南通地区学校給食共同調理場で試行し、市立学校への影響等について検証した結果、給食の提供に支障がなかったことから本格実施することとしたとの説明がありました。

これに対して委員から、給食費の負担や未納の問題についての質疑があり、理事者側から、給食費は奥内小学校及び近川中学校と同額で、運搬費等の諸経費は給食の人数によって案分し、年間約120万円をむつ養護学校に負担してもらう見込みとなっている。また、給食費はすべてむつ養護学校が南通地区学校給食共同調理場へ支払うことになり、その部分で未納は生じないとの答弁がありました。

さらに、同委員から、今後も同じようなケースが見込まれるのか、また現在の136食から259食の提供となるが、問題はないのかとの質疑があり、

理事者側から、むつ養護学校以外への提供は想定していない。また、南通地区学校給食共同調理場の施設能力は300食あり、人員をふやすとか、施設の能力アップをしなくても、十分に対応可能であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、将来の共同調理場のあり方についての質疑があり、理事者側から、現在は大畑地区で委託、その他は直営となっている。調理員の採用を控えて非常勤職員でカバーしている状況で、近い将来には調理員がいなくなる状況になるため、今後業務委託等を検討していく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第69号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、平成23年度から下水道業務を公営企業局において実施することに伴い、業務体制を整えるために下水道部を設置するためのものとの説明がありました。

これに対して委員から、下水道業務を公営企業法に基づいて行うのかとの質疑があり、理事者側から、公営企業法を適用する形ではなく、現行の特別会計のまま市長権限を管理者に一部委任し、上水道事業と下水道事業を一体的に推進していくという考え方であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、今後の下水道業務の体制などについての質疑があり、理事者側から、来年4月から下水道課は上水道管理センターへ移動し、下水道業務を実施する予定としている。そのうえで公営企業局内で上下水道業務を一体的に推し進め、効率的に下水道業務が実施できる体制をとる。上水道と下水道の業務の統合が可能な窓口事務の統一という観点から、その業務に当たる職員は上水道業務と下水道業務を共通して行えるように、企業局職員と市長部局職員を併任する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第70号 むつ市総合開発審議会条例

の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市民協働のまちづくりを推進するため、総合開発審議会の委員に公募による市民を加えるほか所要の条文整備を行うためのものとの説明がありました。

これに対して委員から、他自治体では委員を市議会議員などと限定せず、有識者としているところがふえていますが、検討したのかとの質疑があり、理事者側から、当該審議会が設置されるのは、長期総合計画及び国土利用計画に係る審議の場合で、2つの計画の意義を勘案し、市民の負託を受けている市議会議員には審議検討後の計画案のみを諮るのではなく、審議の段階から議会の目線を取り込みたいという考え方に立っているとの答弁がありました。

次に、議案第71号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、住民基本台帳カードを利用して住民票、諸証明等の交付申請書を自動作成するサービスを新たに追加実施するためのものとの説明がありました。

これに対して委員から、今回の改正で新たに費用がかかるのかとの質疑があり、既に設置している機器を使用し、住民基本台帳カードの独自サービスとして、財団法人地方自治情報センターが開発したICカード標準システムを利用するもので新たな費用はかからないとの答弁がありました。

また、同委員から、図書館や公民館で交付申請書を自動作成しても、庁舎でなければ証明書を発行できないのかとの質疑があり、今回は申請書を自動作成するシステムの追加であり、交付となれば庁舎に出向く必要があるとの答弁がありました。

次に、議案第72号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、改築中の市立第三田名部小学校の校舎が

完成の運びとなり、12月20日から供用を開始することから同校の位置を変更するためのものとの説明がありました。

これに対して委員から、移転の時期、体育館やグラウンドの完成時期などについての質疑があり、理事者側から、12月18日、19日に新校舎へ移転させ、20日から授業を開始する計画となっている。体育館は平成23年度中には完成の予定で、この間は体育館が使えず、体育の授業には若干の支障があるものの、多目的ホールを体育の授業にも活用できると考えている。できない部分は旧校舎の体育館を利用することになるが、交通の安全等を確保しながら進めたい。グラウンドは、平成24年度完成予定となっているが、将来の中学校建設用地部分は既に造成ができており、対応可能と考えている。卒業式についても多目的ホールでの開催を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第77号 むつ市過疎地域自立促進計画についてであります。理事者側から、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限の延長に伴い、平成22年度から平成27年度までを計画期間とするむつ市過疎地域自立促進計画を定めるためのものとの説明がありました。

これに対して委員から、過疎地域自立促進特別措置法の法的背景及び計画の事業費についての質疑があり、理事者側から、有効期限が平成21年度末とされていたものが平成27年度末まで6年間延長された。計画全体の事業費は、6年間でおおむね120億円程度の構想となっているとの答弁がありました。

次に、議案第78号 むつ市土地開発公社の解散についてであります。理事者側から、平成22年度で企業誘致等の用地購入に係る償還業務を終了させ、今後の事業予定もないことから、むつ市土地開発公社を解散するためのものとの説明がありました。

これに対して委員から、公社の概略についての質疑があり、理事者側から、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、旧大畑町で昭和48年8月21日に知事の許可を受け、大畑町土地開発公社として設立され、平成17年3月の合併時に新むつ市に引き継がれた。

水産加工団地建設事業用地取得、当時の大畑高等学校建設用地及び下北少年自然の家建設用地の取得などを行い、平成10年には大畑漁港付近に企業誘致等のための用地として1万35平方メートルの用地取得をした。これ以後は、用地の先行取得は行っておらず、借入金の償還事務のみ行っている。今後も土地の先行取得等具体的な事業展開の予定がないことや、公共用地取得事業特別会計が別途あるため、公社としての社会的役割、所期の目的は達成したものとのかえで解散するとの結論に至ったもので、平成18年3月に県へ提出した経営健全化計画に基づいたものになっているとの答弁がありました。

さらに、同委員から、企業誘致の結果と今後の土地利用についての質疑があり、理事者側から、企業誘致は果たされなかったものの、現在地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所がそこに建設され、ある程度の目的が達せられたという思いもある。また、本年度末をもって解散に至るが、残る土地の有効な活用という点で、現状の課題を整理しながら、土地政策について総合的な検討を加えていきたいとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これにて総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第74号から議案第76号、議案第79号及び議案第80号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長。

(26番 佐々木隆徳議員登壇)

○26番(佐々木隆徳) 産業建設常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第74号 指定管理者の指定についてであります。

本案について理事者側から、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3カ年にわたり、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の管理を行わせる指定管理者にむつ商工会議所を指定するためのものであり、指定管理料は年額680万円との説明がありました。また、選定理由については、利用者ニーズを把握し、当該候補者団体内に設置する指定管理に関する委員会で分析して改善策を講じ、その結果を公表するなどサービスの向上に取り組む姿勢が示されていることや、市民参加型の事業を展開していることが評価されたとのことでありました。

なお、本案に対して委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第75号 指定管理者の指定についてであります。

本案について理事者側から、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3カ年にわたり、むつ市マリnhaus脇野沢及びむつ市脇野沢流通センターの管理を行わせる指定管理者に脇野沢村漁業協同組合を指定するためのものであり、指定管理料は単年度31万1,000円、3年間で93万3,000円

との説明がありました。

本案に対して委員から、職員人件費の算出方法について質疑があり、理事者側から、厚生労働省の賃金構造基本統計調査に基づく年間給与額を使用し算出しているとの答弁がありました。

また、複数の委員から、これらのような施設については、市が所有し管理するのではなく、施設そのものを民間に払い下げることによって、その施設が今まで以上に効果的に活用され、それがまた地域のためになるのではないかと意見があり、理事者側から、市で建設し所有しているからといって、市で管理運営しなければならないというような固定的な考え方は持っておらず、ほかの施設も含めた形で、このような施設の今後の管理運営方法について現在検討している部分もあるが、どのようにすれば、さらによりよい活用がなされるかということを第一義に置いて、今後さらに検討を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第76号 指定管理者の指定についてであります。

本案について理事者側から、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3カ年にわたり、むつ市ふれあい温泉川内、むつ市湯野川温泉濃々園、むつ市野平高原交流センター、むつ市まちの駅かわうち及びむつ市脇野沢温泉の管理を行わせる指定管理者にむつ市川内町商工会を指定するためのものであるとの説明がありました。また、選定理由については、当該団体は川内及び脇野沢地区を熟知しており、地域住民や観光客のニーズに配慮したサービスが行われてきており、今後も積極的なサービスの向上が図られるものと評価されたとのことでありました。

本案に対して委員から、これらの施設に限らず、使用料や休館日等が条例で定められており、そういう事項が条例で定められていることによって、指定管理者は思うように施設運営ができていない

と推測されるが、そのようなことについて、市と指定管理者との協議の結果、指定管理者の意向を尊重し、条例改正等に結びつくことはあるのかとの質疑があり、理事者側から、市と指定管理者との協議により条例改正等に結びつくことは十分考えられ、使用料や休館日等の事項についての変更は可能であるとの答弁がありました。また、経済部としては、最低でも3カ月に1回指定管理者との協議の場を設け、その施設のふぐあいな点等についても情報収集するよう努めているが、そのような改善点がある場合には随時協議していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第79号 市道路線の廃止についてであります。

本案について理事者側から、脇野沢川の河川改修関連道路工事に伴い、市道渡向17号線の終点を渡向橋方向へ115.98メートル延長し、再度認定するため市道認定を一たん廃止するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第80号 市道路線の認定についてであります。

本案について理事者側から、前議案において廃止の提案をした渡向17号線を改めて市道認定するほか、開発行為等により市に帰属した金谷1丁目地区、並川町地区、小川町地区、山田町地区、大曲地区及び海老川町地区の15路線を市道として認定するためのもので、この16路線の延長を合計すると3,213.9メートルになるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第73号及び議案第84号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常

任委員長。

（29番 齊藤孝昭議員登壇）

○29番（齊藤孝昭） 民生福祉常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第73号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ運動公園外3施設の指定管理者が本年度をもって期間満了となることから公募したところ、特定非営利活動法人むつ市陸上競技協会1団体から応募があり、指定管理者選定委員会で審査の結果、引き続き当該団体を指定管理者に指定するものであり、期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間で指定管理料は1億8,366万円、1年当たり6,122万円であるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、これらの施設の中でスキー場を除外すること、もしくはスキー場の利用料だけを別にした指定管理料の設定は検討されなかったのかとの質疑があり、理事者側から、スキー場が指定管理制度に適しているかどうかは、指定管理者選定委員会で審査されたが、この3年間の経過を見ると1年目が暖冬少雪の影響でほとんど営業ができなかったという指定管理者の責を問えない部分を赤字補てんした経緯はあるが、その後については経営努力の結果、徐々に運営が安定してきているので、スキー場を含め指定管理を継続できるものと評価し、3年間の利用料を見込んだ指定管理料を設定した。また、原則と

して3年間の指定管理料は変更しないが、収益の上限、下限の額を定め、上限の額を超えた場合は指定管理料の一部を返還させ、下限の額に満たなかった場合は、精査のうえ補てんするという新たな項目を協定書に追加したいとの答弁がありました。

この答弁に対し別の委員から、指定管理料の一部を返還させるということは、経営努力の減退につながると思う。指定管理者の責を問えない部分の赤字は補てんし、指定管理料の返還は求めないというやり方にしたほうが指定管理者の意欲が増し、市民サービスの向上につながるとの意見があり、理事者側から、その部分についてはこの議案が可決された後、年度協定の中で弾力的に対処することになるかもしれないが、現時点ではそのように提案し公募したので、変えることはできないとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、公募しても1団体しか応募がなく同じ団体を指定管理者に指定することを繰り返すことになると、指定管理料が年々増額していくなどのリスクが生じないかとの質疑があり、理事者側から、たとえ応募が1団体だけでも選定委員会で事業計画や収支計画等を審査して承認されなければ選定されないし、極論すれば市直営に戻すか、施設の運営を停止することも考えられるとの答弁がありました。

次に、議案第84号 平成22年度むつ市老人保健特別会計補正予算についてであります。理事者側から、老人保健制度は平成20年3月で廃止され、2年が経過したことで支払うべき医療費等をほとんど見込んでいなかったが、医療給付費等の月おくれ請求があり、歳出予算に不足が生じたため1,000万円の増額補正をするものである。また、歳入については本来、社会保険診療報酬支払基金、国及び県から精算交付されるものであるが、老人保健特別会計が今年度で廃止されることから、一

般会計からの1,000万円の繰入金で賄い、平成23年度に精算される交付金及び負担金は一般会計の歳入とすることになっている。以上により歳入歳出の予算総額は、それぞれ1,227万2,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これでは民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました14議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第68号

○議長（村中徹也） まず、議案第68号 むつ市立学校給食共同調理場条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第69号

○議長(村中徹也) 次は、議案第69号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第70号

○議長(村中徹也) 次は、議案第70号 むつ市総合開発審議会条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第71号

○議長(村中徹也) 次は、議案第71号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第72号

○議長(村中徹也) 次は、議案第72号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について、総

務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。
質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第73号

○議長(村中徹也) 次は、議案第73号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ運動公園外3施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第74号

○議長(村中徹也) 次は、議案第74号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第75号

○議長(村中徹也) 次は、議案第75号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市マリンハウス脇野沢外1施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第76号

○議長(村中徹也) 次は、議案第76号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ふれあい温泉川内外4施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第77号

○議長(村中徹也) 次は、議案第77号 むつ市過疎地域自立促進計画について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第78号

○議長(村中徹也) 次は、議案第78号 むつ市土地開発公社の解散について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第79号

○議長（村中徹也） 次は、議案第79号 市道路線の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第80号

○議長（村中徹也） 次は、議案第80号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第84号

○議長（村中徹也） 次は、議案第84号 平成22年度むつ市老人保健特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第15～日程第16 議員提出議案 上程、提案理由説明、質疑、討論、 採決

◇議員提出議案第4号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議員提出議案第4号 釜臥山レーダー「FPS-5」配備に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議員提出議案第4号 釜臥山レーダー「FPS-5」配備に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

釜臥山レーダー「FPS-5」配備に関する意見書。

防衛省は、弾道ミサイル探知・追尾機能を備えた新型レーダー「FPS-5」をこのむつ市初め全国4カ所に順次配備すべく計画しているが、むつ市民に対する同レーダーの配備に関する詳細説明がいまだなされていない。

よって、政府におかれては、防衛省「FPS-5」の概要及び配備計画を初めとした関連情報の詳細説明と、配備による住民リスクを含めた国民保護の全容を速やかにむつ市に開示するとともに、地元の意向を最大限尊重されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番馬場重利議員。

○11番(馬場重利) 釜臥山のレーダーサイトは、旧来からあったわけですが、さらに最新式のを今配備をしておるということでもあります。

お伺いいたしますけれども、詳細説明を求めるといふふうになっているわけですが、目的を伺いたいと思います。

○議長(村中徹也) 5番。

○5番(横垣成年) 目的をとということですが、やはり市民の中には、まずどういう建物なのか、どういう役割があるのか、とにかくほとんど情報がないというふうな状況でありますので、そこでどういう疑問が出るのかわかりませんが、とにかく何らかの形で詳細というのがどこまで明らかにしてもらえるものかわかりませんが、そういう意味でとにかくざっくばらんな説明から、それこそ詳細なところまで説明してもらえれば、それは助かるのであります。そういう中身の意見書でございます。とにかく何も我々市民には情報がないというふうな状況ですので、そういう意味で求めていくと、とにかく説明を求めていくというふうな中身でございます。よろしいでしょうか。

○議長(村中徹也) 11番。

○11番(馬場重利) 詳細説明を求めて中身を検証しろと、こういう話がありました。私どもこの地元の議会の中で中身を検証することができるのかどうか。しかも、この件に関しては、従来この釜臥山のレーダーというのは、米軍から自衛隊に移管されて、そしてこのレーダーの役割というのはもうほとんど市民の方は周知しているはずであります。これは、国防の観点からいいますと、防衛機密、あるいは外交機密というものも含まれると思いますけれども、そういう時点において、この設備そのものをいわゆる情報公開という形で詳細の説明を求めるといふこと自体が、この地方議会として適当であるのかどうかというのは、私は甚だ疑問を感じておるものでありますから、これにはサインはできなかつたわけであります。

国防という観点で今新型の防衛サイトができて、つくっているということに関して異議を唱えるものではないし、説明を求めてこれから我々はこれに関してどういう意見を出していけるのかということをお考えますと、私は甚だ疑問を感じま

すので、この意見書に関しては反対をいたします。
○議長（村中徹也） これで馬場重利議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（「異議あり」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者9人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

◇議員提出議案第5号

○議長（村中徹也） 次は、日程第16 議員提出議

案第5号 TPP交渉参加に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番目 時睦男議員。

（18番 目時睦男議員登壇）

○18番（目時睦男） 議員提出議案第5号について、意見書案の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

TPP交渉参加に関する意見書。

去る10月1日、菅直人内閣総理大臣は所信表明演説で「TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」と表明した。また、11月9日には、「国内環境を早急に整備し、関係国との協議を開始」する方針を確認し、来年6月には「参加」について決定すると表明した。

TPPは、原則としてすべての物品について関税を撤廃する自由貿易協定であることから、TPP交渉に参加し関税が撤廃された場合には、一部の輸出大企業には利益があるというものの、農林水産省の試算によれば、海外からの安い農産物が大量に流入し、米の国内生産額は約2兆円減少するなど主要生産物への打撃が大きいとされ、さらに、食料自給率の40%から13%への低下や関連産業への影響を含めた国内総生産の減少（8兆4,000億円）、雇用の喪失（350万人）等も発生するとされている。

特に、農林水産物の供給県である本県にあっては、生産者のみならず地域全体の活力が失われる大きな問題となる。

よって、政府におかれては、地域の農林水産業・雇用・経済を守るため、TPP交渉に参加しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、提案理由といたします。議員皆様方のご

賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（「異議あり」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者7人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思っております。ご了承願います。

◎日程第17 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

まず、むつ市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員に畑中政勝氏、久慈徹雄氏、工藤武信氏、白川光治氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました畑中政勝氏、久慈徹雄氏、工藤武信氏、白川光治氏がむつ市選挙管理委員に当選されました。

次に、むつ市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員補充員に、第1位尾身賢司氏、第2位畑中継雄氏、第3位上野昭夫氏、第4

位越善彰氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1位尾身賢司氏、第2位畑中継雄氏、第3位上野昭夫氏、第4位越善彰氏がむつ市選挙管理委員補充員に当選されました。

◎閉会の宣告

- 議長（村中徹也） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第206回定例会を閉会いたします。

午前11時21分 閉会